様式１

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和８年 10 月 20 日）

府省名	財務省
対象事業名	国税納付手続等

１．対象手続一覧

手続 ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数（令和元年度）	オンライン手続件数（令和元年度）	オンライン利用率（令和元年度）	オンライン利用率目標	取組期間（達成期限）
57633	国税納付手続	申請等	国民等、民間事業者等	国	44,844,944	11,476,233	25.6%	54% ※4	６年（令和８年度末）※1
	源泉所得税（所得税徴収高計算書）※3				19,704,058 ※3,5	2,083,855 ※3,5	10.6% ※3,5	36%	
57218	納税証明書の交付請求	申請等	国民等、民間事業者等	国	1,446,701	174,356	12.1%	69% ※6	６年（令和８年度末）※2

※1　「国税納付手続」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値の設定を行い、取組期間（達成期限）を「５年（令和７年度末）」から「６年（令和８年度末）」に改定。【令和６年 10 月改定】

※2　「納税証明書の交付請求」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値の設定を行い、取組期間（達成期限）を「３年（令和５年度末）」から「６年（令和８年度末）」に改定。【令和６年 10 月改定】

※3　源泉所得税（所得税徴収高計算書）の総手続件数及びオンライン手続件数並びにオンライン利用率は、源泉所得税に係る国税納付手続のうち、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付（令和４年 12 月開始）の件数及び割合である。なお、件数には告知分や加算税の賦課決定分の納付の件数を含む。【令和７年 10 月追加】

※4　「国税納付手続」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値を設定。【令和７年 10 月改定】

※5　令和２年度から集計を開始したため、令和２年度の件数及び利用率としている。

※6　「納税証明書の交付請求」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値を設定。【令和８年 10 月改定】

２．対象事業の概要

納税者は、申告等により確定した税額等に基づき、各種キャッシュレス納付のほか、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口で国税を納期限までに納付する。

また、納税者は、納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどの証明書の交付を請求することができ、税務署長は当該請求に基づき証明書を発行し、交付手数料を受領の上、交付する。

（注）１　以下の手続は本事業（国税納付手続）に含まれている。

- 居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書（手続 ID 57639）
- 居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（手続 ID 57640）
- 居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書（手続 ID 57641）
- 非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（手続 ID 57642）
- 居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書（手続 ID 57643）
- 居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書（手続 ID 57644）

２　「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、振替納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付を指す。

３．対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

国税納付手続、納税証明書の交付請求とも、オンラインにより完結することができる。

４．手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

＜4－1＞

<table>
<tr><td>手続名</td><td>・国税納付手続
・納税証明書の交付請求</td></tr>
<tr><td rowspan="2">各手続の
概要</td><td>【概要】
〔国税納付手続〕
　納税者は、申告等により確定した税額等に基づき、各種キャッシュレス納付のほか、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口で国税を納期限までに納付する。
〔納税証明書の交付請求〕
　納税者は、納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどの証明書の交付を請求することができ、税務署長は当該請求に基づき証明書を発行し、交付手数料を受領の上、交付する。
　請求者が、e-Tax によりオンラインで請求した場合、納税証明書の受取方法は、①オンラインでの電子データ（PDF 方式及び XML 方式）による受取、②郵送での書面による受取、③税務署での書面による受取の３通りある。
　なお、税務署窓口での書面による請求及び受取も可能である。</td></tr>
<tr><td>【年間総手続件数（令和７年度）、 オンライン利用率（令和７年度を含む過去５年間）】
〔国税納付手続〕
１　年間総手続件数（令和７年度）: 50,489,339 件（内オンライン件数　25,102,820 件）
内源泉所得税（所得税徴収高計算書）の年間総手続件数（令和７年度）: 19,455,832 件（内オンライン件数　6,621,630 件）
２　オンライン利用率
<table>
<tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th></tr>
<tr><td>32.8%
15.5%</td><td>36.8%
19.0%</td><td>39.9%
22.8%</td><td>46.1%
28.5%</td><td>49.7%
34.0%</td></tr>
</table>
（注）１　表下段は源泉所得税（所得税徴収高計算書）のオンライン利用率を表す。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>２　「国税納付手続」及び「源泉所得税（所得税徴収高計算書）」については、令和７年度において、より実態に即した集計が可能となったことに伴い、過年度分も含めて、オンライン利用率の算定方法の見直しを行った。【令和８年 10 月改定】

〔納税証明書の交付請求〕
１　年間総手続件数（令和７年度）：1,719,765 件（内オンライン件数　1,052,655 件）
２　オンライン利用率
<table><tr><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr><tr><td>12.9%</td><td>19.4%</td><td>33.0%</td><td>44.2%</td><td>61.2%</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方
（主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載</td><td>【目標】
〔国税納付手続〕
・オンライン利用率（キャッシュレス納付割合）54%
（注）１　キャッシュレス納付割合＝（ダイレクト納付＋インターネットバンキング等による電子納税＋振替納税＋クレジットカード納付＋スマホアプリ納付）件数／全納付件数
２　源泉所得税のオンライン利用割合＝（源泉所得税のダイレクト納付＋源泉所得税のインターネットバンキング等による電子納税＋源泉所得税のクレジットカード納付＋源泉所得税のスマホアプリ納付）件数／源泉所得税の全納付件数
〔納税証明書の交付請求〕
・オンライン利用率 69%
・オンライン利用率＝オンライン請求件数／全請求件数</td></tr>
<tr><td>【取組期間（達成期限）】
〔国税納付手続〕
６年（令和８年度末）</td></tr>
</table>

	〔納税証明書の交付請求〕 ６年(令和８年度末)	
	【目標・期間設定の考え方】 〔国税納付手続〕 国税納付手続のオンライン利用率は、過去からのキャッシュレス納付割合の進展状況のほか、今後の利用勧奨の強化や既存の納付手段の改善等の具体的な取組も踏まえて設定。 なお、現状、金融機関窓口での納付が 43.5%（令和７年度）を占めており、多くの事業者は、従業員給与などの国税以外の支払に合わせて国税の納付を行っている。 このため、金融機関の窓口サービスが非接触のものへの切り替えが進めば、国税以外の様々な支払に係るキャッシュレス化が進展すると考えられ、それに伴い、国税の納付手続においても一層のキャッシュレス納付割合向上が期待される。 〔納税証明書の交付請求〕 納税証明書の交付請求の利用率は、過去からのオンライン利用率の進展状況、PDF データによる納税証明書の交付の導入（令和３年７月）、スマホによるオンライン請求への対応（令和４年９月）、利用率引上げに向けた利用勧奨等の取組を踏まえ当面の目標値として設定。	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題	〔国税納付手続〕 ダイレクト納付を中心に利用を促進するため金融機関や関係団体と連携した取組が必要である。
		〔源泉所得税（所得税徴収高計算書）〕 源泉所得税について、納税者がキャッシュレス納付を選択しない理由は様々であり、税理士会、関係民間団体、金融機関等の関係者の協力を得ながら納税者の個々の事情を的確に把握し、それを踏まえた取組が必要である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 ダイレクト納付の利用届出の累計提出件数を令和５年度末までに 476,792 件、令和６年度末までに 513,155 件、

		令和７年度末までに 1,329,167 件（令和７年度末累計 1,384,890 件）
		源泉所得税のオンライン利用割合を令和７年度末までに 31%
		【KPI の定義】 ダイレクト納付の利用届出の累計提出件数
		源泉所得税のキャッシュレス納付件数／源泉所得税の全納付件数
	アクションプラン a	【取組内容】 税理士会、関係民間団体、金融機関等を通じた利用勧奨、説明会の開催や金融機関窓口等へのリーフレットの備付等による周知・広報を行う。
		関係民間団体等に、目標値を共有した上で、源泉所得税のキャッシュレス納付推進の意義やメリットをよく理解してもらい、利用勧奨への協力を要請する。
		【取組期限（期間）】 令和８年度末まで
	アクションプラン b	【取組内容】 ダイレクト納付の利用届出及び振替納税の依頼書のオンライン手続が利用可能な金融機関を拡大する。
		－
		【取組期限（期間）】 令和８年度末まで
	アクションプラン c	【取組内容】 国税及び地方税のキャッシュレス納付割合を向上させるため、金融機関や総務省等と定期的に意見交換を行い、協働して対応策を検討・実施する。
		－
		【取組期限（期間）】

		令和８年度末まで
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②	課題	〔国税納付手続〕 納税者のニーズや技術動向を踏まえ、納税者の利便性の更なる向上が必要である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和６年４月に導入した、「自動ダイレクト」による納付件数 196.6 万件（令和７年度末） （注）「自動ダイレクト」とは、e-Tax で申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、法定納期限に自動で口座引落しにより納付ができる機能。
		【KPI の定義】 自動ダイレクトによる納付件数
	アクションプラン a	【取組内容】 自動ダイレクトの利便性についての周知を図るため、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトへ対応の働きかけを行うとともに、「体験コーナー（デモ操作コーナー）」を作成し、納税者自身に実際の操作に近い体験をしてもらうことで、体験型の利用勧奨を行う。
		【取組期限（期間）】 令和８年度末まで
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン③	課題	〔納税証明書の交付請求〕 納税者のニーズや技術動向を踏まえ、納税者の利便性の更なる向上が必要である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 オンライン利用率を令和３年度末までに 14%、令和４年度末までに 17%、令和５年度末までに 20%、令和６年度末までに 38%、令和７年度末までに 54%
		【KPI の定義】 オンライン請求件数／全請求件数

	アクションプランａ	【取組内容】 納税証明書のオンライン請求の利便性の周知を含め、未利用者への利用勧奨のほか、税理士、関係団体、金融機関を通じた利用勧奨、ホームページやリーフレット等による周知・広報を行う。
		【取組期限（期間）】 令和８年度末まで
	アクションプランｂ	【取組内容】 納税者のニーズや技術動向等を踏まえ、納税者の利便性の更なる向上のためにシステムの機能改善を検討する。
		【取組期限（期間）】 令和８年度末まで

５．スコアカードの更新頻度と公表方法

例年、国税庁は、主な手続の電子申告等の利用率を１年単位で公表していること、また、国税の性格上、例えば所得税等個人事業者の振替納税が行われる第一四半期にキャッシュレス納付割合が大幅に上昇するなど、１年単位でないと取組の成果が判断できないことを踏まえ、更新・公表の時期等は１年単位とする。

６．利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に１回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

国税庁では、年間を通じて e-Tax の UI/UX に関する利用者のアンケートを実施した上、その結果を毎年公表している。この取組を継続するほか、民間ベンダー等との意見交換会等を活用し、チェックを受ける。

（注）　「国税庁実績評価実施計画」では「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を踏まえてオンライン利用率の目標を設定し、「国税庁実績評価書」に上記アンケートの結果等を記載した上で、外部の有識者からなる「財務省政策評価懇談会」において、当該実施計画や評価書の御審議をいただいている。

７．基本計画の見直し

・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。

・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。